

第 3 期くまもと「夢への架け橋」教育プラン
(仮称)
素案

熊 本 県

目次

計画の策定にあたって	1
------------	---

計画の基本構想

1 基本理念	2
2 夢を実現する重点取組	3
3 施策体系	4

基本的方向性

1 家庭・地域の教育力向上	6
2 安全・安心に過ごせる学校づくり	8
3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	10
4 障がいや、多様な教育的ニーズに応える	12
5 キャリア教育の充実とグローバル人材の育成	14
6 魅力ある学校づくり	16
7 子供たちの学びを支える	18
8 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	20
9 災害からの復旧・復興	22

計画の推進	23
-------	----

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

平成26年3月に策定した「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」は、「郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指すくまもとの人づくり」を基本理念として、「夢を叶える教育」の実現に取り組んで来ました。

計画策定後、グローバル化の更なる進展や急速な技術革新、地域間格差の拡大など、社会情勢は急激に変化しています。

また、平成28年熊本地震や新型コロナウイルス感染症の拡大、令和2年7月豪雨など、本県の教育にも大きな影響を与える出来事も発生しました。

「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の成果と課題を基に、今後の本県教育の目指す方向性を示すため、第3期計画を策定します。

2 計画の性格

教育基本法第17条第2項に基づき策定する、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

教育委員会、知事部局、警察本部で所管する教育、子育て、文化、スポーツ等の施策を対象とします。

「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(計画期間：平成26年度～)の後継計画であり、本県が抱える教育課題を解決し、本県教育への新たな要請に対応する内容とします。

3 計画期間

令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

教育基本法(平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない、

計画の基本構想

1 基本理念

「熊本の心 助けあい 励ましあい 志高く」は、日常生活の中で心のあり方としてお互いに相手を尊重し、協働・共有の相互扶助、志高くの心を持ちながら主体的に明日に向かって生きていく精神を表しています。

子供たちがそれぞれの夢の実現に挑戦していくときに、しっかりと胸に刻んでおいてほしい「熊本の心」です。

人が成長していくうえで、教育・子育ての出発点である「家庭」において、基本的な生活習慣や自立心などの「生きる力」の基礎を身につけることは重要であり、家庭教育の成果を土台として、学校を中心に、地域の協力を得ながら、「生きる力」は育まれていきます。

社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の知・徳・体（「生きる力」）をバランスよく育みます。

今の子供たちには、グローバル化の進展や、急速な技術革新など、変化の激しい社会に対応する能力の習得とともに、これからの社会がどんなに変化し、予測困難になっても、自ら学び、考え、未来を切り拓いていく「考える力」が必要です。

このような厳しい時代を乗り越えていくために、特に子供たちの「考える力」を伸ばすことで、「生きる力」をたくましく、しなやかなものに成していくことが求められています。

「熊本の心」「生きる力」「考える力」を兼ね備えることで、子供たちがこれからの変化の激しい社会の中で生き抜く知識や経験を身につけ、自らの夢を実現し、さらには一人一人の夢の実現が熊本の未来を創造する原動力となることを目指して、「夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり」を基本理念として本県教育を推進します。

（基本理念）

夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり

2 夢を実現する重点取組 ～今後4年間で重点的に取り組む事項～

基本理念の実現に向け、課題の解決や本県教育への新たな要請に応えるため、今後4年間で重点的に取り組む事項として次のとおり定め、目標の達成に向けて『夢を叶える教育』を推進します。

(1) 子供たちの夢を育む(幼児期～学校期)

家庭教育支援にしっかり取り組みます
子供たちが安全・安心に学ぶ学校をつくります
“生きる力”の基礎となる学力向上を図ります
障がいのある子供の学びを支えます
貧困の連鎖を教育で断ち切ります

(2) 子供たちの夢を拓げる(主に高等学校～)

英語教育日本一を目指します
進学や就職の夢を叶えます

(3) 子供たちの夢を支える(教育環境の整備)

魅力ある学校づくりを進めます
教員の指導力向上を図ります
ICT教育 日本一を目指します
ICT教育...ICTを活用した教育

3 施策体系

取組の基本的方向性	取組事項
家庭・地域の教育力向上	取組 1 家庭の教育力の向上 取組 2 地域の教育力の向上 取組 3 就学前教育の充実と初等教育との連携強化
安全・安心に過ごせる学校づくり	取組 4 人権教育の充実 取組 5 いじめ・不登校等への対応 取組 6 貧困の連鎖を教育で断つ
確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	取組 7 確かな学力の育成 取組 8 豊かな心を育む教育の推進 取組 9 健やかな体の育成 取組 10 社会の変化に対応した教育の推進
障がいや、多様な教育的ニーズに応える	取組 11 特別支援教育の充実 取組 12 県立特別支援学校の教育環境整備 取組 13 多様なニーズに対応した教育
キャリア教育の充実とグローバル人材の育成	取組 14 ふるさとを愛する心の醸成 取組 15 キャリア教育の充実 取組 16 外国語教育、国際教育の充実 取組 17 優れた才能や個性を伸ばす教育 取組 18 私立学校の振興(熊本時習館構想の推進) 取組 19 高等教育の振興
魅力ある学校づくり	取組 20 県立高校の特色づくりの推進 取組 21 地域とともにある学校づくり
子供たちの学びを支える	取組 22 教職員の人材確保、人材育成 取組 23 学校における働き方改革の推進 取組 24 教育の情報化の推進 取組 25 学校の安全対策
文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	取組 26 文化に親しむ環境づくり 取組 27 文化財の保存・活用 取組 28 県民のスポーツの振興 取組 29 競技スポーツの振興 取組 30 学習機会の充実 取組 31 学習成果活用の仕組みづくり
災害からの復旧・復興	取組 32 災害からの復旧・復興

基本的方向性 1

家庭・地域の教育力向上



(幼児期～青少年期～成年期以降)

取組 1 家庭の教育力の向上

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点です。「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、保護者が子供に愛情を持って接し、子供の成長とともに親としても成長していくよう、家庭教育の重要性について周知・啓発に努めます。

特に、就学前施設における「親の学び」推進園を核として、親になって間もない乳幼児の保護者を対象とした「親の学び」講座の普及に取り組みます。

また、家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、地域や社会教育関係団体等と連携しながら、くまもと家庭教育支援チームの登録拡大や「親の学び」トレーナー等の人材育成に総合的、継続的に取り組みます。

取組 2 地域の教育力の向上

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動を推進します。

親の就労環境、ひとり親などの家庭の環境などによって、子育てが困難になる状況も生まれています。子供の育ちを関係機関や事業者等社会全体で支え、子育てしやすい環境づくりを推進します。

取組 3 就学前教育の充実と初等教育との連携強化

幼児期の教育は、生活習慣や自立心などを育み、その後の「生きる力」の基礎を培ううえで重要な役割を担っています。教員や保育士には、研修などを通して、その専門性を向上させる必要があります。

幼稚園・保育所等は、家庭とともに、子供たちが生きる力の基礎を身に付ける場です。幼稚園・保育所等における教育・保育内容の充実と、その専門性を生かした家庭に対する支援の充実を図ります。

就学前教育から小学校以降の教育への移行や接続が円滑に行われるよう、認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携・接続を推進します。

<主な施策>

- ・「くまもと家庭教育支援条例」の周知・啓発
- ・「親の学び」推進園の更なる拡充
- ・「くまもと 早ね・早おき いきいきウィーク」による周知・啓発
- ・「放課後子供教室」の実施と「放課後児童クラブ」との連携
- ・地域課題解決学習や外部人材を活用した教育プログラムの実施
- ・くまもと子育て応援プロジェクトの開催など、子育て親子の交流の場の提供
- ・被虐待児童とその家族への総合的な支援
- ・子育てしやすい環境づくりのため、子育てを応援する事業所等の登録募集の実施
- ・幼児教育スーパーバイザー派遣による園内研修の工夫改善の推進
- ・幼児教育センター設置による県内就学前施設及び小学校に対する支援

【指標】

(現状値)

(目標値)

現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 2

安全・安心に過ごせる学校づくり



(幼年期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

取組 4 人権教育の充実

就学前・学校教育においては、子供たち一人一人の人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。

教職員が同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、全ての教育活動を通して人権教育に取り組みます。

また、学校と家庭・地域との間で様々な情報を交換するなど、緊密な連携が大切です。

「人権尊重のまちづくり」に向けて、家庭や地域・社会教育関係団体等と連携しながら、学習機会の提供や人材育成、相談などに総合的・継続的に取り組みます。

取組 5 いじめ・不登校等への対応

「熊本県いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止及び早期発見・解消に取り組み、いじめをしない、いじめをさせない、いじめに負けない集団づくりや、相手の気持ちを考える態度などを育み、楽しいと感じる学校づくりを進めます。

近年、不登校児童生徒数は、小中学校では増加、高等学校は横ばいの状況にあります。いじめや不登校の早期対応と解消に向け、スクールカウンセラー等の専門家と連携して、相談体制及び不登校児童生徒への支援体制を充実させます。

さらに、規範意識を身に付けるよう家庭や学校における指導を充実させるとともに、学校だけでは対応できない場合には、地域や警察等の関係機関と連携して、児童生徒の健全な育成に努めます。

取組 6 貧困の連鎖を教育で断つ

災害の発生なども含め、家庭の事情などにより進学等の夢を断念することのないよう学習面や進学面の支援を行います。

また、経済的理由により就学が困難な子供たちに対して、安心して学ぶことができるよう経済的支援を行います。

< 主な施策 >

- ・「水俣に学ぶ肥後っ子教室」や「熊本県人権フェスティバル」の実施
- ・いじめ予防授業や学校が抱える諸課題への法的な対応として、法律の専門家「スクールロイヤー」の導入
- ・6月の「心のきずなを深める月間」における、いじめ問題に対する意識の醸成
- ・「心のアンケート」の実施、「いじめ匿名連絡サイト」の運用
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの学校や教育事務所等への配置による学校支援体制の充実
- ・教育支援センター（適応指導教室）の新規設置の促進及び民間施設との連携
- ・「性に関する指導シンポジウム」や「思春期保健教育講演会」の開催
- ・生活保護世帯・生活困窮世帯やひとり親家庭の子供等に対する学習支援
- ・経済的理由により就学が困難な生徒の授業料等を減免する私立高校に対する補助
- ・育英資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付、国の「奨学のための給付金」の給付

【指標】

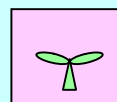
（現状値）

（目標値）

現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 3

確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成



(幼児期 ~ 青少年期)

取組 7 確かな学力の育成

小中学校では、児童生徒に求められる資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を進める必要があります。

熊本の未来の創り手となる子供たちが、「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」を身に付けることを目指して、「熊本の学び」を推進します。

高等学校では、すべての生徒の将来の進学や就職などの夢を実現するため、小学校や中学校で身に付けた基礎学力を土台として、更なる専門的な知識を習得できるよう指導を充実させます。

取組 8 豊かな心を育む教育の充実

子供たちがあいさつすること、きまりを守ること、善悪を判断することなどを身に付けることのできるよう、道徳教育を充実させます。

また、さまざまな体験の機会が減少傾向にあるため、地域の協力を得ながら、子供たちの成長に必要な体験ができる環境をつくり、地域との交流を通して社会に貢献し、参画する意識を高めるよう、体験活動の充実を図ります。

そして、自主的に読書活動を行うための積極的な環境整備の推進や、子供たちが文化や芸術と触れ合う機会を充実させ、豊かな感性や人間性を育みます。

取組 9 健やかな体の育成

児童生徒の体力は、一部の種目に低下傾向が見られるものの全体的には向上傾向にあります。しかし、昭和60年代と比べると低い状況にあるため、体育の授業の充実、運動の日常化・習慣化などにより、子供の体力の向上を図ります。

健康教育により、児童生徒の生涯にわたる健康な生活に必要な資質・能力の育成を図ります。

また、児童生徒の健康課題に応じた保健教育及び学校給食・食育を充実させます。

取組 10 社会の変化に対応した教育の推進

主権者教育や情報教育、消費者教育、環境教育など、現代社会における様々な課題に対応する「持続可能な開発のための教育 (E S D)」を推進します。

< 主な施策 >

- ・「学力向上推進本部」を設置し、市町村との連携の下、学力向上に向けた取組の充実
- ・ICTファシリテータ等の派遣による児童生徒の情報活用能力を高める授業の推進
- ・1人1台情報端末環境における情報活用能力・ICT活用能力の向上
- ・道徳教育用郷土資料「熊本的心」映像資料及び平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日～」の活用
- ・青少年教育施設における体験活動プログラムの提供
- ・地域の伝統文化に触れ、体験する機会の提供
- ・科学する心を育む「科学展」の充実
- ・「体力向上推進委員会」の設置とその取組事例集の配布
- ・アレルギー及び感染症対策をはじめとする保健管理・給食管理の徹底
- ・情報安全に関する知識や情報モラルを身に付けさせるための啓発活動の充実
- ・高校における主権者教育講演会、選挙出前授業の実施

【指標】

(現状値)

(目標値)

現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 4

障がいや、多様な教育的ニーズに応える



(幼児期 ~ 青少年期)

取組 1 1 特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の成長や自立に向けた主体的な取組を支援するため、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を実施します。

また、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備するため、「段階的支援体制」に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図ります。

発達障がいを含む障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応えるため、すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

取組 1 2 県立特別支援学校の教育環境整備

新校設置等の整備を進めているものの、特別教室等の転用や複数学級の同室化の応急措置により凌ぐなど、教室不足が継続しています。

このため、新たに平成 30 年度に改定した整備計画に基づき、知的障がい特別支援学校の移転整備や本校整備を行うなど、必要な教育環境の整備を進め、特別支援学校における教室不足の解消を図ります。

取組 1 3 多様なニーズに対応した教育

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者等の教育を受ける機会を保障するための重要な役割を果たしています。

本県における夜間中学の設置について、研究を進めます。

また、日本語指導が必要な児童生徒の教育の改善充実に資するため、公立小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等を把握し、児童生徒の学習環境の整備に努めます。

< 主な施策 >

- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた自立活動の指導を徹底
- ・ 発達障がい等があり、個別の支援を必要とする生徒の確かな学びを担保するため、在籍する高等学校（県立中を含む）に特別支援教育支援員を配置
- ・ 切れ目ない支援を行うため、就学、進学や進級の際の学校間及び教育・医療・福祉・労働等の関係者間の連携を深め、個別の教育支援計画による引継ぎを徹底
- ・ 高等学校における「通級による指導」実施校の拡大
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する県立学校に看護師を配置
- ・ 特別支援学級担当者指導力向上研修、通級指導教室担当者連絡会等、専門性向上のための研修を充実
- ・ 特別支援学校の巡回相談員による小中高等学校への支援の充実
- ・ 関係機関との連携強化による特別支援学校の職業教育の充実
- ・ 県内全域の知的障がい特別支援学校の教室不足解消を目指し、県立特別支援学校整備計画に基づく7校の整備推進
- ・ 夜間中学の周知のためのホームページ開設
- ・ 日本語教育支援連絡協議会の開催

【指標】

（現状値）

（目標値）

現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 5



(青少年期 ~ 成年期以降)

キャリア教育の充実とグローバル人材の育成

取組 1 4 ふるさとを愛する心の醸成

地域の伝統や文化等に関する学習、「熊本的心(助けあい 励ましあい 志高く)」の啓発及び道德教育用郷土資料「熊本的心」等の教材などを通し、我が国や郷土に対する理解や愛着を深めます。

本県の豊かな農林水産業や食を通じて、郷土に対する理解を深めます。

取組 1 5 キャリア教育の充実

児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付け、将来の自分の進路を描くことができるよう、産業界と連携してキャリア教育の充実に取り組みます。

ものづくりに対する関心を高め、高度で専門的な知識と技術の習得により、社会のニーズを踏まえた人材育成や地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成に努めるとともに、次世代の技術を創造する資質を育みます。

取組 1 6 外国語教育、国際教育の充実

小学校、中学校、高等学校を通して英語教育を充実させ、実践的な英語力を身に付け、主体的に学び続ける児童生徒の育成を目指します。

また、異なる文化や人々に対する理解を深めるため、子供たちの国際交流に積極的に取り組みます。

取組 1 7 優れた才能や個性を伸ばす教育

理数教育の充実や、語学力や幅広い教養等の国際的素養を身に付け、将来さまざまな分野で国際的に活躍できる人材を育成します。

また、スポーツや文化芸術の分野で活躍する人材の育成・支援を行います。

取組 1 8 私立学校の振興(熊本時習館構想の推進)

「熊本時習館構想」を推進し、私立学校に通う生徒の夢の発見、挑戦、実現を応援します。子供たちの可能性を伸ばし、生徒の意欲や自主性の向上を図るため、魅力ある学校づくりへの取組を支援します。

取組 1 9 高等教育の振興

県内の大学との連携協力協定の締結など、連携を強化し、地域の教育振興に関するさまざまな取組を行います。

< 主な施策 >

- ・ 道徳教育用郷土資料「熊本の心」を活用した道徳科授業公開の推進
- ・ 「キャリア・パスポート」を活用した、主体的に学ぶ力の育成
- ・ 「熊本県地域人材育成連携協力協定」を活用し、産業界と連携したキャリア教育の推進（高等学校）
- ・ キャリアサポーター、しごとコーディネーターの配置
- ・ 外部検定試験への総合的支援
- ・ 中高生を対象とした「海外チャレンジ塾」の実施
- ・ 海外への修学旅行や海外高校との交流の推進
- ・ 小中学校等でオーケストラ、音楽劇、歌舞伎等の本物に触れる巡回公演を実施
- ・ 「私学の魅力アップ事業」等を活用した、各私立中学・高等学校の特色ある教育活動等の支援
- ・ 私立学校への「特別支援相談員」の派遣による支援体制の充実

【指標】

（現状値）

（目標値）

現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 6

魅力ある学校づくり



(青少年期)

取組 2 0 県立高校の特色づくりの推進

県立高校については、熊本市を除き、定員割れの状況が恒常化しつつあります。各県立高校の魅力を高め、地域の児童生徒や保護者に選ばれる県立高校を目指します。

取組 2 1 地域とともにある学校づくり

地域とともにある学校づくりと「社会に開かれた教育課程」の実現のため、学校・家庭・地域・行政・子供の五者連携によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な実施を推進します。

< 主な施策 >

- ・ 県立高校のあり方を議論する検討会議の実施
- ・ コミュニティ・スクールの導入促進
- ・ 県立学校の防災型コミュニティ・スクールから総合型コミュニティ・スクールへの移行促進
- ・ 地域学校協働本部の整備及び地域学校協働活動推進員等の配置促進
- ・ 部活動への地域のスポーツ人材の活用

【指標】

(現状値)

(目標値)

現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 7

子供たちの学びを支える



(青少年期～成年期以降)

取組 2 2 教職員の人材確保、人材育成

優秀な教職員の人材確保に努めるとともに、学校現場における人材育成の観点からの O J T の充実や学校現場の新たな課題等に的確に対応できる教職員を育成するため、教職員研修を充実させます。

また、校長等のリーダーシップのもとで学校運営や人材育成がなされるよう、管理職等としての必要な資質を育成するため、学校マネジメント力の向上を図ります。

取組 2 3 学校における働き方改革の推進

社会が急速に変化する中、学校を取りまく課題は、より複雑化・困難化しています。また、職責を果たすために長時間労働している教職員が存在しています。

教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境と、心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の実現を目指すため、勤務時間の適正管理等、人材の確保・活用、業務の削減効率化などの学校における働き方改革の取組を推進します。

取組 2 4 教育の情報化の推進

情報化の進展により、電子黒板、デジタル教科書、学習用コンピュータなど、教科等の指導においても急速に I C T が普及してきました。

学校の I C T 環境の整備を推進し、教員の I C T 活用指導力の向上を図ることで、授業の質の向上や教員の負担軽減を図ります。

取組 2 5 学校の安全対策

登下校中や学校内で、子供たちが犯罪や事故に巻き込まれないよう、安全対策を充実させます。また、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、建物の老朽化対策などを計画的に進めます。

あらゆる災害に備え、防災に関する資質・能力を育成する防災教育と児童生徒等の安全を確保するための防災管理の充実を図ります。

< 主な施策 >

- ・ 大学3年生以下を対象とした説明会の実施等、教職員の採用に係る広報活動の強化
- ・ スーパーティーチャーによる教員への指導による教員の教科指導力の向上
- ・ タイムカード等による勤務時間の適正管理
- ・ スクールサポートスタッフなど外部人材の活用
- ・ 校務支援システム導入推進と学校向けサポートの実施
- ・ 学習用コンピュータやデジタル教科書などの有効活用
- ・ 県立学校や市町村立学校における1人1台の情報端末の整備
- ・ 登下校防犯プランに基づく登下校時の安全の確保に向けた対策の充実
- ・ 「熊本県立学校施設長寿命化プラン（個別施設計画）」に基づく学校施設の老朽化対策と安全や衛生面に配慮した整備
- ・ 防災教育に関する手引等を活用した授業及び実践的な避難訓練の推進

【指標】

（現状値）

（目標値）

現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値



取組 2 6 文化に親しむ環境づくり

子供たちをはじめ、県民が地域に伝わる伝統文化や優れた芸術などに触れ、体験する機会を通して、文化に対する関心を高めます。

取組 2 7 文化財の保存・活用

国、県指定等文化財及び細川コレクションなどの文化遺産について保存・活用を図り、後世に伝える気運の醸成を図ります。

また、熊本の誇る文化遺産について世界文化遺産登録を推進します。

取組 2 8 県民のスポーツの振興

県民誰もが、ライフステージに応じて、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に合わせ、いつまでもスポーツに親しむ環境をつくれます。

取組 2 9 競技スポーツの振興

スポーツ関係団体との連携により、人材の発掘・養成、ジュニアの養成、指導者のスキルアップにより、総合的な競技力の向上を図ります。

県立スポーツ施設（6箇所）は、国内外のスポーツ大会の開催や大規模なイベントの誘致などにより活用を促進し、スポーツに対する関心を一層高めます。

取組 3 0 学習機会の充実

生涯学習とは、幼児期から高齢期に至る生涯のあらゆる場面において行われる学習活動のことです。現代的（地域）課題や県民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や学習機会に関する情報の提供に努めます。

また、地域の学習の拠点として、図書館、生涯学習推進センター、公民館などの一層の活用を図ります。

取組 3 1 学習成果活用の仕組みづくり

生涯学習の成果を生かして、学校や地域でまちづくりや地域課題解決につながる活動などで活躍する機会を充実させます。

< 主な施策 >

- ・ 県民が地域の伝統文化や優れた芸術に触れる機会の確保
- ・ 文化財の指定等による保護措置の推進
- ・ 地域の文化財を題材とした出前授業や体験活動、講座等の活用事業の推進
- ・ ライフステージに応じた運動習慣の定着
- ・ 総合型地域スポーツクラブの設置促進と加入者増及び指導者の育成
- ・ トップアスリートと地域スポーツとの連携・協働による次世代アスリートの育成や地域スポーツの活性化推進
- ・ 地域課題や学習ニーズに応じた学習プログラムの開発及び県民カレッジにおける総合的な学習機会の提供
- ・ 県立図書館におけるレファレンス機能やホームページ等を活用した情報発信の充実による県民の学び支援
- ・ 地域において、学習成果の活用を推進するリーダーを養成する講座の実施
- ・ 人材認証制度の確立と活用に向けた普及啓発

【指標】

(現状値)

(目標値)

現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

取組 3 2 災害からの復旧・復興

令和 2 年 7 月豪雨で被災した学校施設等の早期復旧に向けて取り組みます。

平成 2 8 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨を経験し、心のケアが必要と判断された子供たちのため、学校へのスクールカウンセラーの派遣など、必要な支援に取り組みます。

平成 2 8 年熊本地震及び令和 2 年 7 月豪雨により被災した文化財の復旧を進め、子供たちの郷土への理解と愛着を深める熊本の財産を後世に遺します。

< 主な施策 >

- ・心のケア調査による支援が必要な児童生徒の把握
- ・県補助金や基金を活用した被災文化財復旧の着実な復旧支援
- ・災害に備えた三次元技術等による文化財の記録保存・活用の推進
- ・平成 2 8 年熊本地震関連教材「熊本の心・つなぐ～熊本の明日へ～」の活用推進
- ・「熊本地震震災ミュージアム」の活用推進
- ・「防災・減災教育旅行プログラム」の活用推進

【指標】

(現状値)

(目標値)

現状値は令和元年度、目標値は令和 5 年度の数値

計画の推進

この計画を着実に推進するため、次のことに留意します。

1 関係機関との連携・協力

国や市町村、国公立学校等の教育機関、保護者、地域社会、産業界などと連携・協力して、計画の実現に向けて取り組みます。

県以外の機関が中心となって取り組む場合には、県としてできる限りの支援を行います。

2 教育委員会・知事部局・警察本部の連携強化

本計画は、県教育委員会・知事部局・警察本部が連携して策定しており、推進にあっても、連携を一層強化して取り組みます。

また、県政の基本方針、教育大綱をはじめ、本計画以外の県で策定している既存の計画との整合性にも十分留意することとしています。

3 必要な財政上の措置

教育基本法第16条第4項では、地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならないと規定されており、事業の選択と集中を図りながら、必要な財政上の措置を講じます。

また、国に対しても必要な財政上の措置がなされるよう、働きかけを行います。

4 広報広聴活動と情報提供

本計画の内容や各施策に関して、広報誌やホームページ等を活用して、広く県民に情報発信するとともに、県民から寄せられた御意見を教育施策の推進に活かします。

5 計画の進捗管理

計画終了年度の目標値を定めた指標について、毎年度、目標達成が可能かどうか検証を行います。

また、外部有識者からなる検討・推進委員会を開催して、定期的に本計画の進捗状況を報告するとともに、県民に対しても結果を公表します。